

ご旅行条件書

この旅行条件はエースJTBなど本文第2項に掲げる各社の募集型企画旅行に適用させていただきます。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 契約型企画旅行契約

- (1)この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と旅行契約を締結する者となります。
- (株)ジェティーピー(東京都品川区西品川3-3-11観光庁長官登録旅行業第64号)
- (株)ジェティーピーサンアンドサン西日本(大阪市中央区南本町2-3-12観光庁長官登録旅行業第803号)
- (株)JTB北海道(札幌市中央区北1条4丁目6-12観光庁長官登録旅行業第1798号)
- (株)JTB東北(仙台市青葉区一番町3-7-23観光庁長官登録旅行業第1573号)
- (株)JTB関東(さいたま市中央区新都心11-2観光庁長官登録旅行業第1578号)
- (株)JTB首都圏(東京都品川区上大崎2-24-9観光庁長官登録旅行業第1759号)
- (株)JTB中部(東京都新宿区西新宿3-7-1観光庁長官登録旅行業第1767号)
- (株)JTB中部(名古屋市中村区名駅1-1-4観光庁長官登録旅行業第1762号)
- (株)JTB東海(名古屋市中村区名駅1-1-4観光庁長官登録旅行業第1763号)
- (株)JTB西日本(大阪市中央区久太郎町2-1-25観光庁長官登録旅行業第1768号)
- (株)JTB関西(大阪市中央区久太郎町2-1-25観光庁長官登録旅行業第1775号)
- (株)JTB中国(広島市中区祇園2-1-22観光庁長官登録旅行業第1769号)
- (株)JTB九州(福岡市中央区長浜1-1-35観光庁長官登録旅行業第1770号)
- (株)JTB沖縄(那覇市おもろまち4-19-30観光庁長官登録旅行業第1492号)
- (株)JTBカーブルマーケティング&ホールディングス(東京都品川区西品川2-3-11観光庁長官登録旅行業第1723号)
- (株)JTBビジネスノイバーナーズ(東京都品川区西品川2-3-11観光庁長官登録旅行業第1776号)
- (株)JTBメディアテックリーキング(東京都文京区小石川6-15-15観光庁長官登録旅行業第1867号)
- (株)JTBガーラック(東京都豊島区南池袋2-43-19観光庁長官登録旅行業第1712号)
- (株)JTBグランツアーア&サービス(東京都渋谷区神宮前5-7-20観光庁長官登録旅行業第1747号)
- (2)当社はお客様が当社の旅行行程に従って運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容、条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。)及び旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「受取販売店」に記載された当社の受託業者(以下「当社ら」といいます。)にて必要事項をお申し出のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただけます。当社は申込金の貯合上、申込の書面・画面に必要事項を記入いたくともござります。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として納り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承認し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2)当社らは電話、郵便及びFAXシリモその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが契約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただけます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合は、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便ではFAXシリモその他の通信手段によるお申込みの場合、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承認する通知を出たときに成立いたします。また、電話、郵便、FAXシリモその他の通信手段でのお申込みの場合であっても、旅行契約によって契約が成立させるとときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。
- (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社らは、契約責任者が団体・グループ同行で現地に同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選択した構成者を契約責任者とみなします。
- (8)お申込みの際は、荷物、滞在、温泉、温泉その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確立したうえで、お待ちいただけます(ご予約の場合は、この状況のことを「ウェイティング」といいます)。この場合、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたしました。この場合でも当社らは申込書の提出並びに申込金と同額を預り金として申し受けます。(ウェイティングの登録は予約完了を保証するものではありません)。ただし、「当社らが手配が可能なとなった旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申出があった場合」又は「お待ち頂ける期間までに現地として予約ができなかつた場合」は、当社らは当該預かり金を全額預り戻します。
- (9)木项(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社らが、予約可能となつた旨の通知を行ったときに契約成立となり、当該預かり金を申込金として取り扱います。

4. お申込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行についてでは、年令・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)慢性疾患をおもの方、現在健康を損なつてしまっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をおもの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能な限り合理的な範囲内でこれに応じます。
- (5)当社は、当社の規定による旅行料金の範囲外で、お客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断等による費用を提出していただいた場合、当社はその範囲外で負担とさせていただきます。また、現地引附や問合せ機関等の状況などを考慮により、旅行の安全がつぶ円満な実施のため、個別に同行などを条件とさせていたたなが、コースの一部について内容を変更させていただかく、又はご負担の少ない方の旅行をお勧めするが、あるいはご参考をお断りさせていたたなが場合があります。
- (6)当社は、木项(1)(4)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(4)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (6)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になつたと当社が判断する場合は、旅行の円満な実施をはかるため

要件をとさせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

(7)お客様ごとご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円満な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(9)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容ぞ他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、不旅行条件等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を抽選する書面として、当社はお客様に、集合時間、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日以降にお申込みの場合、旅行開始日の前日当社が指定する前日までにお支払いいただけます。また、当社とお客様が第24項に規定する通常契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金等)として表示したものを含みます)。第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交際手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、6歳以上(航空機利用料コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ごと利用人数でご確認ください。
- (3)旅行代金は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」及び第23項の「要更賃金」の額の算出の際の基準となります。新規広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「追加代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊代、食事代、入场料、料金等及び消費税等諸税。
- (2)係員料が同行するヨーロッパにおける添乗員経費、團体行動に必要な心付。
- (3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(3)のはほか旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
- (1)超過手荷物料金(特定の重積・容積・個数を超える分について)。
- (2)空港施設使用料等。(パンフレットに明示した場合を除きます)。
- (3)クリーニング代、電化粧品料等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。
- (4)ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツア(別途料金の小旅行)の料金。
- (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。
- (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に入めて表示した場合を除きます)。
 - (1)パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
 - (2)「食事引なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
 - (3)パンフレット等で当社が「宿泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
 - (4)パンフレット等で当社が「スパーシート追加代金」と称する航空座席のクラス変更にかかる運賃差額。
 - (5)その他パンフレット等で「×××××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、連続・連続・宿泊機関等の旅行サービス提供の中断、官公署の命令等の事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当社が不可能に至った旅行サービス提供の権利を解消することができます。
- ③本項(1)の(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責めに因る場合は、当社が負担すべき事由に由来する料金を差し引いて払い戻します。また本項(1)の(2)により旅行契約を解除されたときは、既に受取っている旅行代金(あるいは申込金)を払い戻します。

12. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後に、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、削引代金の額の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃、料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度に随て改訂されたときは、その改訂並びに旅行代金を変更いたします。
 - (2)ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
 - (3)当社は木项(1)の定める適用運賃、料金の大額な減額がなされるときは、木项(1)の定めところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
 - (4)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更額だけ旅行代金を減額します。
 - (5)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなければならぬ旅行サービスに対する取消料等の他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運賃、宿泊機関等の座席、部屋その他の宿泊施設の不足が発生したことにによる変更の場合は、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - (6)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人员が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の支替

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。

この際、交換に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途運賃に開く費用を請求する場合があります)また契約上の地位の譲渡後は、当社が承認したときより効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を繼承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交換に応じない等の理由により、交換をお断りする場合があります。

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレットに記載の取消料を、ご参加のお客様から1室ごとの利用人数の変更に対する差額料をそれぞれいただきます。
- (2)当社の責任ならぬ旅行サービスの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いただきます。
- (3)旅行代金が既日より支払われないときは、当社は当該既日のお客様が契約を解消した場合に限りお支払をいたさず。
- (4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行代金のほかに、

15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込む店の営業時間内にお受けします。
 - ②お客様の次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもののその他の重要なものである場合に限ります。
 - b. 第12項(1)に該当するとき。旅行代金が削減改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、連続・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められたとき。
 - d. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を向日に規定する日までにお渡ししなかつたとき。
 - e. 当社の販売店に於ける旅行契約が解除されたとき。

- (2)当社の解除権
 - ①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込む店の営業時間内にお受けします。
 - ②お客様の次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもののその他の重要なものである場合に限ります。
 - b. 第12項(1)に該当するとき。旅行代金が削減改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、連続・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められたとき。
 - d. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を向日に規定する日までにお渡ししなかつたとき。
 - e. 当社の販売店に於ける旅行契約が解除されたとき。

- (2)当社の解除権
 - ①お客様は本項(1)の(1)により旅行契約を解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き戻し支払います。また木项(1)の(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)を払い戻します。

- (2)当社の解除権
 - ①お客様が当社の申込金の貰得に係る条件に該当する場合は、その他の事由により、当該旅行行程の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日より前に旅行代金を満たさない場合は、当社は本項(1)の(1)により規定する取消料を支払わないことを条件に規定する。

- (2)当社の解除権
 - ①お客様が当社の申込金の貰得に係る条件に該当する場合は、その他の事由により、当該旅行行程の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日より前に旅行代金を満たさない場合は、当社は本項(1)の(1)により規定する取消料を支払わないことを条件に規定する。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあると認められたとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、連続・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められたとき。

- (2)当社の解除権
 - ①当社は木项(2)の(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻します。また木项(2)の(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)を払い戻します。

16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様が離脱する理由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当社が不可能に至った旅行サービス提供の権利を解消することができます。

- (3)本項(1)の(2)の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責めに因る場合は、当該金額から、当該旅行サービスに対する取消料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様にお支払いします。

- (2)当社の解除権
 - ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - a. お客様が病気、資格、技能その他の条件が当社の規定による旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
 - c. お客様が肺炎等の病気により、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないこと。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は自身行動の円滑な実施を妨げおそれがあると認められたとき。
 - e. お客様が契約内容に係る合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様の人数がパンフレットに記載した最少旅行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのばって13日目にあたる日より前に旅行代金を満たさないときの、旅行中止のご通知をいたしました。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のよう、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれがあると認められたとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、連続・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められたとき。

- (2)当社の解除権
 - ①当社は木项(2)の(1)により旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の金額を支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。
 - ②この場合、当社は、旅行代金のうち、お客様がいつまでその提供を受けられていない旅行サービスに係る費用を差し引いて払い戻します。

- (2)当社の解除権
 - ①木项(2)の(2)に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の金額を支払わなければならぬ費用があるときは、これをお客様の負担とします。
 - ②この場合、当社は、旅行代金のうち、お客様がいつまでその提供を受けられていない旅行サービスに係る費用を差し引いて払い戻します。

③本項(2)の②のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をおこないます。④当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスについては、有効な弁済がなされ得るものとします。

17. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、「第12項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の際から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻いたします。
- (2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3)お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しをお申し出ください。
- (4)クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

18. 添乗員

- (1)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた行程に円滑に実施するために必要です。旅行中は自程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って下さいます。添乗員の業務は原則として8時から20時までです。
- (2)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3)現地添乗員同行表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするため必要な業務を行ないます。
- (4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身での業務をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるため必要なクーポン券類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂けます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様の都合で急遽旅行を取り止めにする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)へ直接連絡や取消処理をお頼んで下さいます。取扱連絡・取消処理はされるべき事項に注意ください。
- (5)現地添乗員が同行しない場合及び現地係員が業務を行なわない区間ににおいて、悪天候等によるサービス内容の変更を必要とする事項が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

19. 当社の責任

- (1)当社は旅費型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を行なされた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2)お客様が以下に示すような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②連送、宿泊機関等の事故、火災によって発生する損害③連送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止④公害の命合、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤山崩行動中の事故⑥地中赤7)盗難⑧運送機関の遅延、不運スケジュール変更、経路変更などはこれらによって生じる旅行日程の変更的確在時間の規制
- (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかるらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社に改めては重大な過失がある場合を除きます)といたします。

20. 特別補償

- (1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が旅費型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その後命を落す場合にかかる死亡賠償金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては、損害賠償金(2万円~10万円を上限、1)旅費型企画旅行お客様名又は15万円を上限とします)を支払います。
- (2)本項(1)にかかるらず、当社の手配による旅費型企画旅行お客様名(又は15万円を上限とします)の手荷物につきましては、損害賠償金(2万円~10万円を上限とします)を支払います。
- (3)お客様が旅費型企画旅行参加中に被られた損害を含む、お客様の故意、過失、疾病等のほか旅費型企画旅行に含まれない場合で、当社山行行動中のスカイダイビング、ハングリングライダー、ホルトライド(螺旋)等、機動飛行機、モーターリングライダーやマイクロヘリコプター等の危険な機動飛行機等によるものであるときは、当該金額及び見舞金をこの限りではありません。ただし、当該運動が旅費型企画旅行日程に含まれるときは、本項(1)の規定による。
- (4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、バスポート、免許証、登録証、預金証書、財金証書(取扱い及び現金支払専用カードを含みます)、各種データその他のこれらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている種類を除く外貨等について、損害賠償金を支払いません。
- (5)当社が本項(1)に定める補償金支払い義務と並行して、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、旅費型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅費型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において、運送やかにその旨を添乗員、幹線局、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければならないません。
- (4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷病等による保険を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該指図にした費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5)クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

22. オプショナルツアー又は情報提供

- (1)当社の旅費型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を受取して当社が企画・実施する旅費型企画旅行(以下当社オプショナルツアーといいます)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる旅費型企画旅行契約の内容を記載し表示します。当社はオプショナルツアーは、パンフレット等で企画名、料金などを表示します。
- (2)オプショナルツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に加えまして、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーの利用日が生たる旅費型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除します)。また、当該オプショナルツアーの利用日が生たる旅費型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面にて記載した場合を除します。
- (3)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて当該運行事業者のために握ります)。
- (4)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對しては、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該運行事業者の責任は、それ以外の責任を負いません)。

23. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①、②、③で規定する変更を除きます)は、第7項目で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を並じて得た新的変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社は第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部で支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の原因、部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合には変更補償金を支払います。ア、旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、戦、戦乱、ウ、暴動、エ、官公署の命令、オ、火災、不慮、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- ②第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③パンフレットに記載した事由による変更の場合には、当社は変更補償金を支払いません。
- ④パンフレット等で記載した運送機関の運賃又は料金のものへの変更及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した料金及び設備のそれを下回った場合に限ります。
- ⑤パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の運賃又は料金のものへの変更及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した料金及び設備のそれを上回った場合に限ります。
- ⑥パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更
- ⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更
- ⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の室の種類、設備又は景観その他の空室条件の変更
- ⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち運送パンフレット又は確定書面のツアーカードに記載があった事項の変更

当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以後にお客様に通知した場合
①パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は運送終了日の変更	1.5%	3.0%
②パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は駆逐施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の運賃又は料金のものへの変更及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した料金及び設備のそれを下回った場合に限ります。	1.0%	2.0%
④パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑥パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の室の種類、設備又は景観その他の空室条件の変更	1.0%	2.0%
⑦パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の室の種類、設備又は景観その他の空室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち運送パンフレット又は確定書面のツアーカードに記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それの変更に伴う1件として取り扱います。

注2：⑨に掲げる変更については、①~⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3：件とは、運送機関の場合は乗車船等、宿泊機関の場合は1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は1日を指します。

注4：④⑥⑧に掲げる変更が乗組船又は1泊のうち複数回の場合は、1泊に1回として取扱います。

注5：④⑥に掲げる運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更は、当社の手配義務、旅程管理の室の種類、設備又は景観その他の空室条件の変更

注6：④に掲げる運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものといたします。

注7：④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いもののへの変更に伴う場合に限ります。

- (5)契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解説の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6)当社等の理由による会員へのお申し出の場合は、当社等が別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいたさなければ、当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項目(1)の取消料と同額の運送料を申し受けます。

25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移動費等がかかることがあります。また、手足の骨折等による損害に対する治療費請求や賃金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で専門な類の国内旅行保険に加入されます。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込時に記載された項目についてお客様の個人情報を販売店ご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供しない場合は、お客様の個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (2)当社は、前項により取得した個人情報を、お客様との連絡のため利用させていただいているからお客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、お客様の個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (3)当社は、前項により取得した個人情報を、お客様との連絡のための手続に必要な範囲内で利用させていただいているからお客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手續に必要な範囲内で利用し、お客様の個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (4)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (5)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (6)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (7)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (8)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (9)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (10)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (11)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (12)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (13)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (14)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (15)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (16)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (17)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (18)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (19)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (20)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (21)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (22)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (23)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (24)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (25)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (26)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (27)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (28)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (29)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (30)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (31)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (32)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (33)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (34)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (35)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (36)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (37)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (38)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (39)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (40)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (41)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (42)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (43)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (44)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (45)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (46)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (47)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (48)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (49)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (50)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (51)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (52)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (53)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (54)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (55)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (56)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (57)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (58)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (59)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (60)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (61)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (62)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (63)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (64)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (65)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (66)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (67)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (68)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (69)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (70)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (71)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (72)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (73)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (74)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (75)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (76)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (77)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (78)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (79)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (80)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (81)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (82)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (83)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (84)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (85)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (86)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (87)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (88)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (89)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (90)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (91)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (92)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (93)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (94)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (95)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (96)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (97)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (98)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (99)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (100)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (101)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (102)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (103)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (104)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (105)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (106)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (107)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (108)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (109)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (110)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (111)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (112)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (113)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (114)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (115)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (116)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (117)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (118)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (119)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (120)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (121)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (122)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (123)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (124)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (125)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (126)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (127)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (128)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (129)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (130)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (131)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (132)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (133)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (134)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (135)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (136)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (137)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (138)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (139)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (140)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (141)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (142)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (143)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (144)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (145)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (146)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (147)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (148)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (149)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (150)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (151)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (152)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (153)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (154)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (155)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (156)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (157)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (158)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (159)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (160)当社は、個人情報を取扱う権利を代理してご対応いたします。
- (1